

法人 書 言 會

又揚子日と申議に加入せる百三十八名は全部と解雇
 せしむるに解雇状を多量に書きたるはゆきあり
 被解雇者たるは従来よりその死没したる復讐を
 求むる時は新うたて他の形式により採用する
 し立派者たるをえりする者及び組合に加入しし
 職令もせりしものは全部採用せりし模様あり
 各々職令なき十数名は後の府述も併個に工務
 の模範も採ると共にしん結果より認めらるる
 ことあり

大正十三年四月十五日
 (P. 41)

労務心第一の九號 大正十三年四月十日

岡部電機製作所職工労働争議ニ関スル件

藤下茂原郡北呂川袖ヶ崎四八七所在首領工場ハ職
 工伊藤山太郎外七名首謀トナリ深泉鉄工組合ヲ加
 入シ之レガ擴張ヲ圖ルガ爲メニ容月十七日日給三
 割増願ノ要求ヲ爲シ工場主ハ主謀者八名ヲ解雇ス
 ル余件ヲ以テ要求ヲ認容僅々三月間ニテ解決セシ
 件ハ當時申道報ノ發表後職工中ノ落後部鈴木一雄
 藤野久文沼田留吉外八名首唱ノ下ニ職長佐長等ハ
 何レモ従命出身者ヲ採用シ且ツ日給増願後八領ニ
 勞務ヲ強要スルハ不都合ナリト全職工(男九二女